



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月2日金曜日 第2298号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	725
土地改良区役員の就退任の届出.....	725
指定道路の指定.....	725
開発行為に関する工事の完了.....	725
道路の区域変更(一般国道197号).....	726
道路の区域変更(一般国道379号).....	726

公 告

国道197号千丈トンネル建設工事.....	726
MALDI飛行時間質量分析計の購入.....	730

公安委員会規則

警備業法施行細則及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	731
---	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1067号

道前平野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・河北地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年9月2日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・河北地区)計画書の写し
 - 道前平野土地改良区定款の写し
- 縦覧期間

○愛媛県告示第1070号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年9月2日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第23号 平成23年8月24日	伊予郡松前町大字永田字同免292番3	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目14番10号 株式会社アルシスホーム

平成23年9月5日から10月5日まで

- 縦覧場所
西条市役所 東予総合支所

○愛媛県告示第1068号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成23年9月2日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 博 正	今治市高橋甲723番地5
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲164番地
"	越 智 寅 夫	今治市高橋甲1221番地3

○愛媛県告示第1069号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年9月2日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成23年8月25日
- 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字山ノ端143番7
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 106.38メートル
 - 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3759番地先から 同町宇和川4283番地先まで	旧	メートル 15.0~19.8	キロメートル 0.064	
			新	0.0	0.000	

○愛媛県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東3714番2から 同町大瀬東2795番まで	旧	メートル 4.0~23.0	キロメートル 1.512	
			新	0.0	0.000	
"	"	喜多郡内子町大瀬東2547番1地先から 同町大瀬東2557番地先まで	旧	4.4~14.9	0.122	
			新	0.0	0.000	
"	"	喜多郡内子町大瀬東2560番地先から 同町大瀬東2377番地先まで	旧	4.3~9.2	0.373	
			新	0.0	0.000	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 工事名

国道197号 千丈トンネル建設工事

(2) 工事場所

愛媛県八幡浜市郷から松柏まで

(3) 工事概要

ア 工事延長 1,825メートル

イ アのうちトンネル部分

(ア) 工事延長 1,809メートル

(イ) 幅員 6.0(10.5)メートル

(ウ) 内空断面積 62.3平方メートル

(エ) 工法 NATM工法

ウ 使用する主要な資機材

(ア) コンクリート 約35,276立方メートル

(イ) 鉄筋 約90.1トン

(ウ) ロックボルト 約24,072本

(エ) 鋼製支保工 約1,546基

(4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から平成27年9月30日まで

(5) 予定価格

4,601,100,000円(4,382,000,000円(消費税及び地方消費税を除く。))

(6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格

調査制度実施要綱」という。)に基づく低入札価格調査制度を適用する。

2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について平成23年度の特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社エイト日本技術開発

所在地 岡山県岡山市北区津島京町三丁目1番21号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 平成21年度又は平成22年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点(完成検査時の評価によるものとする。以下同じ。)の平成21年度の平均点数又は平成22年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 土木工事業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受けている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。)の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において1,200点以上の者であること。

サ トンネル部分の延長が1,200メートル以上で内空断面積が

45平方メートル以上のN A T M工法によるトンネル工事(次のいずれかに該当するものに限る。)の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。以下同じ。)としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した公共工事であつて、財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(コリンズ)に施工実績が登録されたもの

(イ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事(ア)に掲げるものを除く。)であつて、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書(愛媛県発注工事の場合は不要とする。)、図面等を提出できるもの

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 技術士(建設部門に係るものに限る。)又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(土木工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) トンネル部分の延長が1,200メートル以上で内空断面積が45平方メートル以上のN A T M工法によるトンネル工事(サア)又はサイ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限る。)に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験(当該トンネル工事の工期の3分の2以上を占める従事経験に限る。)を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

ス 構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからケまでに掲げる要件

イ 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において900点以上の者であること。

ウ N A T M工法によるトンネル工事((2)サア)又は(2)サイ)のいずれかに該当する公共工事に限る。)の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

エ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 技術士(建設部門に係るものに限る。)又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(土木工事業に係るものに限る。)及び監理技術者

講習修了証を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と継続的な雇用関係にあること。

(ウ) N A T M工法によるトンネル工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事であって、元請として施工したものに限る。）に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該トンネル工事の工期の3分の2以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあっては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより平成23年9月2日（金）から12日（月）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を守る条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 受付期間

平成23年9月2日（金）から12日（月）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。）

なお、郵送等による場合にあっては、平成23年9月12日（月）午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県土木部管理局土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2643

F A X 番号 (089)912 2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.jp

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、平成23年9月20日（火）までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から平成23年9月30日（金）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、平成23年10月7日（金）までに、書面により行う。

5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に80点の基礎点を、20点を満点とする施工体制確認点を、20点を満点とする技術提案に係る加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点、施工体制確認点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

平成23年9月2日（金）から10月14日（金）まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、平成23年9月2日（金）から10月11日（火）までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、平成23年9月5日（月）から10月3日（月）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答は、平成23年10月6日（木）から11日（火）までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成23年10月12日（水）から14日（金）までの電子入札システムの稼働時間中

- (2) 開札の日時
平成23年10月17日（月）午後3時
- (3) 開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館5階入札室
- (4) 入札書の提出方法
原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者によっては、持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 持参による入札の取扱い
持参による入札の場合は、入札書は、平成23年10月12日（水）から14日（金）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。
- (6) 郵送等による入札の取扱い
郵送等による入札の場合は、入札書は、平成23年10月14日（金）午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。
- (7) 入札関係書類の提出について
ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。
 (ア) 工事費内訳書（入札書に記載される金額に対応したものとし、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。）
 (イ) 技術提案書
 (ウ) 施工体制確認書
 イ 提出された入札関係書類は、返却しない。
- (8) 入札方法
ア 入札回数は、1回とする。
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、平成23年10月20日（木）午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参して提出すること。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る施工体制及び技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。
- (2) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範

囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とすることがある。

- (3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日（その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。）以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。
 なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。
- 9 契約締結後のV E提案
 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。
- 10 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
 ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。
 イ 入札保証金の納付期間（納入通知書（規則様式第7号（その1））によるもの）
 平成23年9月21日（水）から10月12日（水）まで
 ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。
 (ア) 提出期間
 平成23年9月21日（水）から10月14日（金）までの受付時間中
 (イ) 提出場所
 3(3)イに掲げる場所
 (ウ) 提出方法
 持参又は郵送等により提出すること。
 (エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から平成23年12月22日（木）までの期間を含むこと。
- (3) 契約保証金
 契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査に係る契約にあっては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6月1日制定)に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。

エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者

低入札価格調査を経て締結した契約については、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(2)ア又は2(3)アの知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

(9) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県土木部管理局土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2643

FAX番号 (089)912 2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.jp

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the construction work to be required:
Construction work on the Senjo Tunnel (National Highway Route 197)

(2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 14 October, 2011

(3) For further information, please contact: Public Works Administration Division, Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2643

FAX 089 912 2639

e-mail dobokukanri@pref.ehime.jp

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年9月2日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

MALDI飛行時間質量分析計の購入

(2) 購入物品名及び数量

MALDI飛行時間質量分析計 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成24年1月31日(火)

(5) 納入場所

愛媛県産業技術研究所技術開発部

(松山市久米窪田町487番地2)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期間
電子入札による場合は、平成23年10月18日（火）午前9時から同月19日（水）午後1時59分まで
紙入札による場合は、平成23年10月19日（水）午後1時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成23年10月19日（水）午後2時00分
愛媛県総務部会議室（入札室） 本館2階
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：平成23年10月12日（水）午後5時00分
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
ア 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
イ 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Matrix Assisted Laser Desorption/Ionization Time of Flight Mass Spectrometer , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 1:59 p.m . , 19 October 2011
 - (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

警備業法施行細則及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成23年9月2日

愛媛県公安委員会委員長 高井 實

警備業法施行細則及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（警備業法施行細則の一部改正）

第1条 警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（認定の取消しの手続）</p> <p>第4条 法第8条の規定による認定の取消し（以下「<u>認定の取消し</u>」という。）は、認定取消通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。</p> <p>（指示の手続）</p> <p>第17条 法第48条の規定による指示（以下「<u>指示</u>」という。）は、指示書（様式第12号）を交付して行うものとする。</p> <p>（営業の停止等の手続）</p> <p>第18条 法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令（以下「<u>営業停止命令</u>」という。）は、営業停止命令書（様式第13号）を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第49条第2項の規定による営業の廃止の命令（以下「<u>営業廃止命令</u>」という。）は、営業廃止命令書（様式第14号）を交付し</p>	<p>（認定の取消しの手続）</p> <p>第4条 法第8条の規定による認定の取消し _____ は、認定取消通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。</p> <p>（指示の手続）</p> <p>第17条 法第48条の規定による指示 _____ は、指示書（様式第12号）を交付して行うものとする。</p> <p>（営業の停止等の手続）</p> <p>第18条 法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令 _____ は、営業停止命令書（様式第13号）を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第49条第2項の規定による営業の廃止の命令 _____ は、営業廃止命令書（様式第14号）を交付し</p>

て行うものとする。

(認定の取消し等の公表)

第19条 認定の取消し、指示、営業停止命令若しくは営業廃止命令
 (以下「認定の取消し等」という。)を行った場合又は他の公安
 委員会が行った認定の取消し等について通知を受けた場合は、
 被処分者、処分年月日、処分内容、処分理由及び処分を行った公
 安委員会を公表するものとする。ただし、指示に係る公表につい
 ては、当該指示を受けた者が、過去3年以内に指示を受け、又は
 過去5年以内に認定の取消し、営業停止命令若しくは営業廃止命
 令を受けている場合に限る。

て行うものとする。

(営業停止命令の公表)

第19条 前条第1項の規定による営業の停止の命令
 _____を行った場合又は他の公安
 委員会が行った営業の停止の命令について通知を受けた場合は、
 被処分者、処分の年月日、処分の内容 _____ 及び処分を行った公
 安委員会を公表するものとする。

(探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成19年愛媛県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指示の手続)</p> <p>第3条 法第14条の規定による探偵業者に対する指示(以下「指示」という。)は、指示書(様式第2号)を交付して行うものとする。</p> <p>(営業の停止等の手続)</p> <p>第4条 法第15条第1項の規定による営業の停止の命令(以下「営業停止命令」という。)は、営業停止命令書(様式第3号)を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第15条第2項の規定による営業の廃止の命令(以下「営業廃止命令」という。)は、営業廃止命令書(様式第4号)を交付して行うものとする。</p> <p>(指示等の公表)</p> <p>第5条 <u>指示、営業停止命令若しくは営業廃止命令(以下「指示等」という。)</u>を行った場合又は他の公安委員会が行った<u>指示等</u>について通知を受けた場合は、被処分者、処分年月日、処分内容、処分理由及び処分を行った公安委員会を公表するものとする。ただし、<u>指示に係る公表については、当該指示を受けた者が、過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内に営業停止命令若しくは営業廃止命令を受けている場合に限る。</u></p> <p>第6条 省略</p>	<p>(指示の手続)</p> <p>第3条 法第14条の規定による探偵業者に対する指示 _____ は、指示書(様式第2号)を交付して行うものとする。</p> <p>(営業の停止等の手続)</p> <p>第4条 法第15条第1項の規定による営業の停止の命令 _____ は、営業停止命令書(様式第3号)を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第15条第2項の規定による営業の廃止の命令 _____ は、営業廃止命令書(様式第4号)を交付して行うものとする。</p> <p>第5条 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。